

西部総合処理センター焼却施設整備に伴う発注者支援業務

公募型プロポーザル第1次評価要領

1. 第1次評価について

提出された業務実績書をもとに第1次評価を行う。

(1) 評価対象者

公募型プロポーザル実施要領 3.プロポーザル参加資格要件をすべて満たす参加資格者

(2) 評価基準（評価項目・配点）

評価項目	配点
① 企業に関する事項	10
② 業務従事予定者の経験及び能力	20
小計	30

2. 業務遂行能力の評価基準

(1) 企業に関する事項（10点）

① 業務実績

A) 同種・類似業務実績（5件まで）

評価事項			評価点（1件あたり）
業務実績	同種業務	同種業務の実績が存在する。	2.0
	類似業務	類似業務の実績が存在する。	1.0

同種業務とは、公募型プロポーザル実施要領 3.プロポーザル参加資格要件(9)の要件を満たし、以下の①、②のいずれの要件も含む発注者支援業務をいう。

① エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）

第3章（交付率1/2）による

② 焼却施設における解体工事（ただし、解体対象の焼却施設の施設規模（処理能力）は100t/日を超えるものとする。）

類似業務とは、公募型プロポーザル実施要領 3.プロポーザル参加資格要件(9)の要件を満たした業務をいう。

B) 業務実績の評価

上記 A)の各業務実績の評価点を合計した値を業務実績の評価点とする。

(2) 業務従事予定者の経験及び能力 (20 点)

① 業務実績 (管理技術者※)

※「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理を行う者をいう。

A) 同種・類似業務実績 (5 件まで)

評価事項			評価点 (1 件あたり)
業務実績	同種業務	同種業務の実績が存在する。	2.0
	類似業務	類似業務の実績が存在する。	1.0

同種業務とは、公募型プロポーザル実施要領 3.プロポーザル参加資格要件(9)の要件を満たし、以下の①、②のいずれの要件も含む発注者支援業務をいう。

①エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル (令和 3 年 4 月改訂)

第 3 章 (交付率 1/2) による

②焼却施設における解体工事 (ただし、解体対象の焼却施設の施設規模 (処理能力) は 100t/日を超えるものとする。)

類似業務とは、公募型プロポーザル実施要領 3.プロポーザル参加資格要件(9)の要件を満たした業務をいう。

実績については管理技術者の個人の実績とし、それが証明できる資料があれば、実績時の所属は問わない。

B) 業務に携わった立場

過去の実績での立場	評価係数
管理技術者又はこれに準じる立場	1.0
担当技術者の立場	0.5

C) 業務実績 (管理技術者) の評価

上記 A)の各業務ごとに上記 B)の評価係数を掛け合わせ、これを合計した値を、業務実績 (管理技術者) の評価点とする。

② 業務実績 (主たる担当技術者※)

※「主たる担当技術者」とは管理技術者のもとで、本業務の主たる部分を担当する者をいう。また、管理技術者との兼務は不可とする。

A) 同種・類似業務実績 (5 件まで)

評価事項			評価点 (1 件あたり)
業務実績	同種業務	同種業務の実績が存在する。	2.0
	類似業務	類似業務の実績が存在する。	1.0

同種業務とは、公募型プロポーザル実施要領 3.プロポーザル参加資格要件(9)の要件を満たし、以下の①、②のいずれの要件も含む発注者支援業務をいう。

①エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル (令和 3 年 4 月改訂)

第3章（交付率1/2）による

②焼却施設における解体工事（ただし、解体対象の焼却施設の施設規模（処理能力）は100t/日を超えるものとする。）

類似業務とは、公募型プロポーザル実施要領3.プロポーザル参加資格要件(9)の要件を満たした業務をいう。

実績については主たる担当技術者の個人の実績とし、それが証明できる資料があれば、実績時の所属は問わない。

B) 業務実績（主たる担当技術者）の評価

上記 A)の各業務実績の評価点を合計した値を業務実績（主たる担当技術者）の評価点とする。

以上